

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 20 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例（平成5年6月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の2第1項其他法令の規定に基づき駐車料金を徴収する」を「第2条第2項第6号に規定する道路の附属物である」に、「定める」を「定めるものとする」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（開場日及び利用時間）

第4条 駐車場の開場日は、毎日とする。

2 駐車場を利用できる時間（次項において「利用時間」という。）は、午前零時から午後12時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に休場日を定め、又は利用時間を変更することができる。ただし、指定管理者が臨時に休場日を定め、又は利用時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

（駐車できる自動車）

第5条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、町田市規則で定めるものとする。

第6条の見出し中「の額等」を削り、同条第1項から第3項までを次のように改める。

駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）の額は、20分までごとに100円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用できる期間を定めた駐車券（以下この条において「定期駐車券」という。）を発行することができる。ただし、原町田一丁目駐車場については、次に掲げる日においては、定期駐車券を利用することはできないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

3 定期駐車券に係る駐車料金の額は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 原町田一丁目駐車場 1月当たり9,420円

(2) 原町田一丁目第2駐車場 1月当たり18,850円

第6条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「市長は、前項に規定する」を「指定管理者は、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「市長は、第5項に規定する」を「指定管理者は、」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の2項を加える。

6 駐車場を利用する者は、駐車場から自動車を退場させるときに駐車料金を支払わなければならない。ただし、定期駐車券に係る駐車料金については、これを購入するときに支払わなければならない。

7 市長は、指定管理者に駐車料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
第6条第8項を削る。

第7条を削る。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 駐車場の利用の承認等に関すること。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項中「第8条」を「第7条」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を

第9条とする。

第11条第3号中「第9条第3項」を「第8条第3項」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(駐車料金等の表示)

第11条 指定管理者は、次に掲げる事項を表示するため、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に標識を設けなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の利用に関し必要な事項

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第2号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条を第15条とする。

第17条第2号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第3号中「みだす」を「乱す」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第20条を削り、第21条を第19条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第3条に規定する指定管理者の指定及びこの条例の施行の日以後の自動車駐車場の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の例に

より行うことができる。

(回数駐車券及びパーキングカードに関する経過措置)

- 3 この条例による改正前の第6条第2項の規定により市長が発行した回数駐車券及びパーキングカードは、この条例の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(町田市自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の廃止)

- 4 町田市自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例(平成24年3月町田市条例第25号)は、廃止する。

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）<u>第2条第2項第6号に規定する道路の附属物である自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第3条 <u>駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p><u>（開場日及び利用時間）</u></p> <p>第4条 <u>駐車場の開場日は、毎日とする。</u></p> <p><u>2 駐車場を利用できる時間（次項において「利用時間」という。）は、午前零時から午後12時までとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に休場日を定め、又は利用時間を変更することができる。ただし、指定管理者が臨時に休場日を定め、又は利用時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>（駐車できる自動車）</u></p> <p>第5条 <u>駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、町田市規則で定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）<u>第24条の2第1項その他法令の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。</u></p> <p><u>（料金徴収開始の日）</u></p> <p>第3条 <u>市長は、駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合は、駐車場の駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により告示した日を変更しようとする場合は、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p><u>（利用時間等）</u></p> <p>第4条 <u>駐車場を利用できる時間は、午前零時から午後12時までとする。</u></p> <p><u>2 原町田一丁目駐車場の開場時間（駐車場において自動車の入場及び退場ができる時間をいう。以下この項において同じ。）は、午前6時から午後11時までとし、原町田一丁目第2駐車場の開場時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>（休場日等）</u></p> <p>第5条 <u>駐車場（原町田一丁目駐車場に限る。）の休場日は、1月1日とする。</u></p>

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(駐車料金)</p> <p>第6条 <u>駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)の額は、20分までごとに100円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、利用できる期間を定めた駐車券(以下この条において「定期駐車券」という。)を発行することができる。ただし、原町田一丁目駐車場については、次に掲げる日においては、定期駐車券を利用することはできないものとする。</u></p> <p><u>(1) 日曜日及び土曜日</u></p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>3 <u>定期駐車券に係る駐車料金の額は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 原町田一丁目駐車場 1月当たり9,420円</u></p> <p><u>(2) 原町田一丁目第2駐車場 1月当たり18,850円</u></p>	<p><u>2 前項に規定する日のほか、市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を設け、又は駐車場の全部若しくは一部の利用を休止することができる。</u></p> <p>(駐車料金の額等)</p> <p>第6条 <u>駐車場の駐車料金の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、必要があると認めるときは、回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券を発行することができる。</u></p> <p>3 <u>回数駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 100円券20券 2,000円</u></p> <p><u>(2) 300円券20券 6,000円</u></p> <p><u>(3) 600円券20券 12,000円</u></p> <p>4 <u>パーキングカードの種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 3,300円相当分 3,000円</u></p> <p><u>(2) 6,600円相当分 6,000円</u></p> <p>5 <u>定期駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</u></p>

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 <u>指定管理者は、定期駐車券を発行するときは、定期駐車券によらない駐車場の利用に支障のない範囲で発行しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定管理者は、定期駐車券の発行に当たっては、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。</u></p> <p>6 <u>駐車場を利用する者は、駐車場から自動車を退場させるときに駐車料金を支払わなければならない。ただし、定期駐車券に係る駐車料金については、これを購入するときに支払わなければならない。</u></p> <p>7 <u>市長は、指定管理者に駐車料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>駐車場の利用の承認等に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車券 18,850円</u></p> <p>(2) <u>原町田一丁目駐車場平日定期駐車券 9,420円</u></p> <p>6 <u>市長は、前項に規定する定期駐車券を発行するときは、定期駐車券によらない駐車場の利用に支障のない範囲で発行しなければならない。</u></p> <p>7 <u>市長は、第5項に規定する定期駐車券の発行に当たっては、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。</u></p> <p>8 <u>第1項に規定する駐車料金並びに第3項から第5項までに規定する回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を含むものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第7条 <u>駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>駐車料金の徴収並びに回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券の販売に関すること。</u></p>

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)～(4) 略 (指定管理者の指定等)</p> <p><u>第8条</u> 略 (個人情報の保護)</p> <p><u>第9条</u> 指定管理者は、<u>第7条</u>に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例(平成元年3月町田市条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略 (指定管理者の指定の取消し等)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) <u>第8条第3項</u>に規定する基準を満たさなくなったとき。 (4) 略</p> <p><u>(駐車料金等の表示)</u></p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、次に掲げる事項を表示するため、<u>駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に標識を設けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 駐車料金の額</u> <u>(2) 駐車することができる時間</u> <u>(3) 駐車料金の徴収方法</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の利用に関し必要な事項</u></p>	<p>(2)～(4) 略 (指定管理者の指定等)</p> <p><u>第9条</u> 略 (個人情報の保護)</p> <p><u>第10条</u> 指定管理者は、<u>第8条</u>に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例(平成元年3月町田市条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略 (指定管理者の指定の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) <u>第9条第3項</u>に規定する基準を満たさなくなったとき。 (4) 略</p> <p><u>(駐車料金の徴収方法)</u></p> <p><u>第12条</u> 指定管理者は、<u>駐車場から自動車を退場させようとする者から駐車料金を徴収する。ただし、回数駐車券、パーキングカード</u></p>

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(駐車料金の不還付)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(駐車料金の減免)</p> <p><u>第14条</u></p> <p>(駐車の拒否)</p> <p><u>第15条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は<u>毀損するおそれのあるとき</u>。</p> <p>(3) 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第16条</u> 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は<u>毀損すること</u>。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良な風俗を<u>乱す行為</u></p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(事故等の免責)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(委任)</p>	<p><u>及び定期駐車券に係る駐車料金については、これらを販売するときに徴収する。</u></p> <p>(駐車料金の不還付)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(駐車料金の減免)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>(駐車の拒否)</p> <p><u>第16条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は<u>き損するおそれのあるとき</u>。</p> <p>(3) 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第17条</u> 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は<u>き損すること</u>。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良な風俗を<u>みだす行為</u></p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(事故等の免責)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p><u>(割増金)</u></p> <p><u>第20条</u> 市長は、詐欺その他不正な行為により、<u>駐車料金の徴収を免れた者から、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。</u></p> <p>(委任)</p>

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>第19条 略</p>	<p>第21条 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金</td> <td>最初の20分まで100円 以後20分までごとに100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引料金</td> <td>1回1,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原町田一丁目駐車場夜間料金</td> <td>1回700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原町田一丁目第2駐車場夜間料金</td> <td>最初の60分まで100円 以後60分までごとに100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金</td> <td style="text-align: right;">18,850円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金</td> <td style="text-align: right;">9,420円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「基本料金」とは、午前6時から午後11時までの利用に係る駐車料金をいう。 2 「割引料金」とは、午前6時から午後11時までのうち、1回の利用時間が5時間を超える場合の駐車料金をいう。 3 「原町田一丁目駐車場夜間料金」とは、原町田一丁目駐車場を午後11時から翌日の午前6時まで利用する場合の駐車料金をいう。 4 「原町田一丁目第2駐車場夜間料金」とは、原町田一丁目第2駐車場の午後11時から翌日の午前6時までの利用に係 	区分	金額	基本料金	最初の20分まで100円 以後20分までごとに100円	割引料金	1回1,500円	原町田一丁目駐車場夜間料金	1回700円	原町田一丁目第2駐車場夜間料金	最初の60分まで100円 以後60分までごとに100円	原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金	18,850円	原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	9,420円
区分	金額														
基本料金	最初の20分まで100円 以後20分までごとに100円														
割引料金	1回1,500円														
原町田一丁目駐車場夜間料金	1回700円														
原町田一丁目第2駐車場夜間料金	最初の60分まで100円 以後60分までごとに100円														
原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金	18,850円														
原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	9,420円														

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p><u>る駐車料金をいう。</u></p> <p>5 「平日」とは、次に掲げる日以外の日 <u>をいう。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和 23年法律第178号）に規定する休 日</u></p> <p>(3) <u>1月2日及び同月3日並びに1 2月29日から同月31日まで</u></p> <p>6 「原町田一丁目第2駐車場全日定期駐 車料金」とは、原町田一丁目第2駐車場 の1月当たりの駐車料金をいう。</p> <p>7 「原町田一丁目駐車場平日定期駐車料 金」とは、原町田一丁目駐車場（平日に 限る。）の1月当たりの駐車料金をいう。</p>